

令和8年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月10日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

報告第 2号 氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

報告第 3号 令和7年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

報告第 4号 令和7年度氷川町繰越計算書（下水道事業会計）について

報告第 5号 令和7年度氷川町事故繰越し繰越計算書（下水道事業会計）について

日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
氷川町税条例の一部を改正する条例

日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
令和8年度氷川町一般会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第23号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第24号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第25号 令和8年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第26号 令和8年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第27号 氷川農業振興地域整備計画の変更について

日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1 番	小佐井めぐみ	2 番	陳 野 智 美
3 番	飯 田 健 二	4 番	西 尾 正 剛
5 番	清 田 一 敏	6 番	長 尾 憲二郎
7 番	上 田 俊 孝	8 番	吉 川 義 雄
9 番	片 山 裕 治	10 番	米 村 洋
11 番	木 下 厚	12 番	三 浦 賢 治

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 畑 野 光 昭 書 記 川 野 留 美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	橋 本 誠 也
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	坂 本 哲 也
企画財政課長	國 岡 信 吾	税 務 課 長	荒 平 健 二
町 民 課 長	西 村 憲 志	福祉課長補佐	岩 本 聡 志
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長補佐	永 田 雄 大	代表監査委員	前 村 裕 見 子

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和8年第2回氷川町議会定例会を開会いたします。

ご報告いたします。

本日の会議につきまして、町長並びに教育長からそれぞれ尾崎福祉課長、谷岡生涯学習課長が、体調不良により欠席し、代わって岩本福祉課長補佐並びに永田生涯学習課長補佐を説明委員として出席させたい旨の通知がありましたので、議長におきまして、これを受理しておりますので、ご了承願います。

次に、4月1日付けをもって、副町長に就任されました橋本誠也君並びに代表監査委員に就任されました前村裕見子君から、就任のご挨拶を頂きたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、橋本副町長よりお願いいたします。

○副町長（橋本誠也君）

この4月に副町長に就任しました橋本誠也でございます。

私のふるさとである氷川町のために、働く機会を頂き、大変光栄に思いますとともに、この議場に立って、改めて、その職責の重さを実感しています。

就任して2カ月ちょっと過ぎましたが、この町は本当に人と人とのつながりが強く、それぞれの地域で元気に頑張っておられる方々もたくさんおられます。

豊かな自然や歴史があり、地理的な利便性も比較的良いところにあるなど、発展のためのさまざまな可能性はこの町を秘めていると改めて感じているところで

す。

この可能性を伸ばし、さらなる発展につなげていくことが、町政を預かる私たちの使命であります。

私のこれまでの行政経験なども生かして、この発展を後押しするような風を吹かせていきたいと思

います。

藤本町長のリーダーシップのもと、町職員と一丸となって、そして町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りながら、町民の皆さまが幸せを実感できる氷川町の創造を目指し、誠心誠意力を尽くしてまいります。

皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦賢治君）

次に、前村代表監査委員、よろしくお願いいたします。

○代表監査委員（前村裕見子君）

この4月から監査委員を拝命いたしました、前村裕見子と申します。

今までの、氷川町商工会及び宇城市商工会で経験いたしましたことを生かしていけたらと思っております。

監査委員の、ちょっとまだ中身がはっきり勉強不足でございますが、十箱の隅をつつくのではなく、この効率化が、町が前へ進むように、効率化が図ればと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、副町長及び代表監査委員の就任の挨拶を終わります。

○議長（三浦賢治君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、片山裕治君、10番、米村洋君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（三浦賢治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月12日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月12日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（三浦賢治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回、受理した請願陳情等はお手元に配付しました、請願・陳情一覧表のとおりですので資料を配付いたします。

次に、月例現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告いたします。

次に、八代広域行政事務組合令和8年2月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告いたします。

次に、令和8年2月20日に開催されました、熊本県町村議会議長会第76回定期総会で決議されました、各郡提出の要望事項の要望活動が4月21日に熊本市で開催され、県当局、県議会、自民党県連に対して行われ、議長が出席しましたので、ご報告いたします。

次に、5月11、12日、政府要望として、藤本町長、町議会議員、企画財政課、農地課、議会事務局職員の同行のもとで実施し、金子国土交通大臣、関係する県関係の参議院議員、国土交通省並びに農林水産省に、道路整備事業の財源確保について、農業農村整備事業の推進についての要望書を提出してまいりましたのでご報告いたします。

次に、5月15日に県町村議会議長研修会並びに第1回理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告いたします。

次に、5月26日に全国町村議会議長会、議長副議長研修会が東京都で開催され、また27日には、県関係国会議員への要望が行われ、議長、副議長が出席

しましたので、ご報告いたします。

なお、これらの報告書並びに会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に関覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

報告第 1 号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

報告第 2 号 氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

報告第 3 号 令和 7 年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

報告第 4 号 令和 7 年度氷川町繰越計算書（下水道事業会計）について

報告第 5 号 令和 7 年度氷川町事故繰越し繰越計算書（下水道事業会計）について

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認について

氷川町税条例の一部を改正する条例

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 7 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について

令和 8 年度氷川町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 2 3 号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 2 4 号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 0 議案第 2 5 号 令和 8 年度氷川町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 1 議案第 2 6 号 令和 8 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 2 議案第 2 7 号 氷川農業振興地域整備計画の変更について

日程第 1 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（三浦賢治君） 日程第 4、報告 1 号、有限会社氷川まちづくり振興会の経営報告についてから、日程 1 3、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

町長の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さまおはようございます。

若鮎踊る初夏の季節を迎えておりますが、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和 8 年第 2 回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員

各位には公私ともに大変お忙しい中にお繰り合わせ、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の運営につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

先般、令和7年度国勢調査の人口速報集計が発表されました。

氷川町の人口が9,984名という調査結果が出たところであります。

令和2年の5年前の令和2年の調査に比べまして、1,110名、率にしまして、ちょうど10パーセントの減少であります。

国の減少率が2.5パーセントでありますので、4倍の速さで人口が減少しているということでございます。

予想はいたしておりましたものの、1万人を切る数値を目の当たりにしまして、改めて危機感を頂いたところであります。

今後とも、人口減少対策に尽力をまいります。

5月11、12日に実施をいたしました、政府要望につきましては大変お世話になりました。

金子国土交通大臣及び各省並びに熊本県選出の国会議員の皆さま方に、氷川町の課題及び要望内容について直接伝えることができ、有意義な要望ができたというふうに思っております。

また、同月12、13日の両日に、両日ですね、全国道路利用者会議総会並びに全国道路整備促進期成会総会が開催をされまして、そちらとの総会に出席をいたしました。

全国の市町村の総意として、道路整備予算確保の要望を国に伝えたところであります。

5月18日から21日までの4日間、町政懇談会を開催をいたしました。

町長、町民の皆さま方と直接膝を交えての意見交換ができ、大変有意義な懇談会であったというふうに思っております。

陳野議員、小佐井議員には4日間とも出席を頂きました本当にありがとうございます。

5月31日に、八代海沿岸と宇土半島の4市3町を結ぶ不知火風景街道が日本風景街道の新ルートとして選定され、登録証交付式が開催されましたので出席をいたしました。

今後は、民間パートナーシップ団体と行政が連携をして、観光振興、環境保全活動を実施し、それぞれの地域活性化に向けた取組を進めてまいります。

6月3日には、氷川町議会初めての取組として、区長会の皆さまとの意見交換会が開催されたというふうに聞き及んでおります。

相互に情報交換ができたものというふうに思っておりまして、大変有意義なことであったというふうに思いますし、氷川町の議会倫理条例の中にも、きちんと明記をされておりまして、報告会をするということでございます、その第1回が開催されたということは非常に意義のあったのかなというふうに思っておりま

す。

6月7日には氷川町消防ポンプ操法大会を開催いたしました。

各分団ともに真摯に競技に取り組まれ、大会の目的である、消防技術の向上と体力の増強はもとより、消防精神の高揚と団員相互の団結が図られた有意義な大会だったというふうに感じております。

児童館建設事業につきましては、国庫補助金の内示を受けましたので、計画どおり推進することとし、本定例会に関連予算を計上いたしております。

なお、ペルー在住の平岡ルイス様より、本事業に対しまして1億600万円の寄附の申出があり、4月16日付けで協定書を締結し、既に給付金の一部が振り込まれているところであります。

これからの事業の遂行に活用してまいります。

去る5月28日に、宮原まちづくり株式会社の臨時社員総会を開催し、会社の解散が決議されました。

今後は、財産等の清算業務を進めてまいります。

また、まちづくり酒屋につきましては、町ホームページにおいて、民間業者への賃貸借の情報を掲載しておりまして、数件の問合せがっております。

できれば、商工会をはじめ、観光物産協会や、町内の若手後継者の皆さまとの連携による運営が行えれば、地域活性化にも役立つものというふうに考えております。

なお、同敷地内にあります蔵につきましては、タスクフォースチームから提案のありましたチャレンジショップとしての活用を図るべく、事業予算を本定例会に提案をしたところであります。

令和8年度も2カ月が過ぎましたが、各分野それぞれの事務事業を計画どおりに遂行しているところであります。

さて、本町含めます九州北部地方も梅雨入りをいたしました。

昨年8月の線状降水帯を起因とする豪雨災害では、内水氾濫並びに土砂崩落等の未曾有の被害を経験いたしました。

このことを教訓とし、これからの本格的な雨期を迎え、水害及び土砂災害等につきまして、警戒を怠らず、留意するとともに、大きな災害が起きないことを願っているところであります。

なお、整備を進めてまいりました氷川排水機場が完成をし、試運転を済ませ、稼働を開始いたします。

旧排水機場に比べまして約2倍の排水能力があります。旧排水機場が毎秒14トンの処理能力でありました。今回新しい機場は、毎秒26トンの排水能力ありますので、相応の効果を得的ものと考えております。

また、先月29日から新たな防災気象情報の運用が始まりましたので、町民の皆さま方への周知を徹底してまいります。

町の取組といたしましては、地区別防災計画が、町内39地区全てで作成されております。

毎年見直しを行い、計画に沿った地区ごとの訓練を実施していただいているところであります。

自然災害に対応する緊急避難所、防災公園として、野津防災公園、宮原防災公園の整備が完了し、供用を開始しております。

網道防災公園につきましても、本年度から事業に着手をいたします。

防災行政無線を活用した適時適切な情報の伝達を図ってまいります。

総合防災マップを全世帯に配布しておりますけれども、その内容を更新をし、改めて全世帯へ配布をする予定にいたしております。

災害を未然に、または最小限に防ぐためには、自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持つとともに、常に危機意識を持つことが必要であります。

あわせて、有事の際の迅速的確な対応が最も重要でありまして、そのことが安心安全に暮らせるまちづくりにつながるものというふうに考えておりますので、今後とも、危機管理意識を高めるとともに、消防団並びに各地区の自主防災組織の活動を支援してまいりたいというふうに思っております。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告5件、承認3件、条例の一部改正2件、令和8年度氷川町一般会計並びに特別会計補正予算2件、諮問1件、その他1件でございます。

報告第1号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、報告第2号は、氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について、報告第3号は、令和7年度氷川町繰越し明許費繰越し計算書（一般会計）について、報告第4号は、令和7年度氷川町繰越し計算書（下水道事業会計）について、報告第5号は、令和7年度氷川町事故繰越し計算書（下水道事業会計）についてでありまして、この後、担当課長より報告を行わせます。

承認第2号は、専決処分した氷川町税条例の一部を改正する条例でありまして、報告し、承認を得るものでございます。

承認第3号は、専決処分した氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、報告し、承認を得るものでございます。

承認第4号は、専決処分した令和8年度氷川町一般会計補正予算（第2号）でありまして、報告をし、承認を求めるものであります。

議案第23号は、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号は、氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、令和8年度氷川町一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ3億6,768万1,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ92億3,339万6,000円とするものでございます。

歳入の主な予算として、国庫支出金5,824万1,000円、県支出金2,896万円、寄附金1億600万円、繰入金9,517万3,000円、町債6,890

万円で、歳出の主な予算は総務費 9,960 万円、民生費 1 億 9,471 万 3,000 円、農林水産業費 3,067 万 5,000 円、商工費 1,530 万 4,000 円です。

議案第 26 号は、令和 8 年度氷川町介護保険特別会計補正予算第 1 号でありまして、歳入歳出 74 万 7,000 円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 17 億 3,602 万 7,000 円とするものであります。

内容は、国庫支出金を活用し介護保険システムを改修するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第 27 号は、氷川町農業振興地域整備計画の変更について、議会の議決を得るものであります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を頂き、円満なるご決定を頂きますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三浦賢治君）これから、報告第 1 号から順次詳細説明を求めます。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 報告第 1 号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況につきまして報告いたします。

まず、事業年度であります令和 7 年度営業計画の実施状況から報告いたします。2 ページをご覧ください。

直売所の①につきまして、出荷協議会の会員数は伸び悩んでいる状況ですが、出荷品の販売状況を、出荷者と共有するとともに、スタッフ一丸となって、売れ行きに応じた売場の整理、前出しを行い、顧客の確保と出荷意欲の向上に努めました。

②、③につきましては、近年好調であったブドウの売上げが、天候不順等により大きく落ち込みましたが、前年度不作であった梨の売上げが例年並みに回復したことや、各品目における生産者関係者との連携により、直売所全体の売上げ増につなげることができました。品揃えを意識した仕入れを行い、J A との連携につきましても、トマト、塩トマト、またドレッシングやトマトケチャップなどの加工品も含め、継続して取引を行っております。

また、SNS 等を活用し、旬の商品の情報発信を積極的に進めました。

レストランの①につきましては、生産者の出荷物を優先、積極的に活用するとともに、生産地情報等の表示により、お客様の信頼性の向上に努めました。

②につきましては、スタッフの不足により、毎水曜日を定休日とする営業となりましたが、原材料や資材等の価格高騰に対しては、原価管理を徹底し、あわせて人件費につきましても、細やかな勤怠管理を行うことで、経費の抑制に努めました。

また、特産品を活かした新たなメニューとして、晩白柚そうめん、晩白柚うどん

んの開発に取り組み、本年度から提供を始めております。

次に3ページをご覧ください。

おやつ工房につきましては、夏場には吉野梨のソフトクリームや地元産のいちごを使用したかき氷が人気となりました。定番商品の梨カレーパンともち米のプチお好み焼きについても順調に売り上げ、客単価は増加しましたが、スタッフ不足による営業日数減が影響し、年間の売上高は減となりました。

特産品加工事業につきましては、適正な在庫管理と取引の増に努めました。

既存取引先の取扱量増加に加え、一次加工品やオリジナル商品の新規取引先獲得により、売上高は前年度を大きく上回る実績となりました。

一次加工品については、大手飲食店、オリジナル商品の晩白柚サイダーにつきましては、九州新幹線の車内販売や新八代駅での取扱いも始まっております。

八代地域での直売所取引につきましても継続して実施しました。

また、SNS等による情報発信を継続するとともに、ECサイトを活用し、売上げ向上に努めました。

続きまして、当期の収支を報告いたします。6ページの損益計算書をご覧ください。表の右側、金額欄をご覧ください。

売上高の合計は、上から2段目の数字、1億9,546万7,892円となりました。

この売上高合計から、在庫や経費を引いたものが上から10段目にある営業利益金額で、1,258万7,275円となっております。

また、この営業利益金額に、下から9段目の営業外収益合計66万4,222円を加え、下から7段目の営業外費用合計7万4,954円を差し引いたものが、下から6段目にあります経常利益金額で1,317万6,543円となっております。

結果、最下段にあります当期純利益金額につきましては、経常利益金額から特別損失及び法人税等を差し引いた929万1,994円となっております。

次に前のページ、5ページの貸借対照表をご覧ください。

右下、純資産の部です。前期までの繰越利益に、当期純利益929万1,994円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益剰余金は、5,067万3,408円となっております。

したがいまして、純資産は資本金と合わせ、下から2段目の7,217万3,408円を保有しております。

最後に8ページをご覧ください。これは決算をまとめたもので、売り上げと販売費及び一般管理費を項目別に千円単位で計上しております。

なお、千円以下の数字は省略して説明いたします。

まず、売上げに関しましては、上の表になります。前年との比較で主なものは、直売所で前年比伸び率が100.9パーセント、1億1,192万円となりました。

果樹類で、天候不順等によりブドウの売上げが減少し、影響を受けましたが、

前年度不調であった梨の売上げが回復したことなどにより、最終的に前年度の売上げを上回りました。

レストランは前年比98.7パーセント、2,987万円となりました。

客単価は増加しましたが、スタッフ不足による営業日減などにより、売上高は前年度に比べ減となりました。

おやつ工房は前年度比98.2パーセント、762万円となりました。

レストラン同様、客単価は増加しましたが、スタッフ不足による営業日減の影響で、売上高は前年度比減となりました。

加工センターは前年比130.9パーセント、1,609万円となりました。

一次加工品やオリジナル商品の取引先開拓により、売上高は大きく増加しました。

次に、販売費及び一般管理費に関しましては、下の表になります。

前年比較で主なものは、1段目の給料手当で43万円増加、最低賃金の反映等によるものです。

9段目の荷造り運賃発送費が76万円増加し1,107万円。これは天候等の影響により、前年度不調であった梨の出荷量が持ち直したことが主な要因です。

16段目の消耗品費と18段目の水道光熱費は、それぞれ33万円と31万円の減少。経費節減の意識を徹底し、令和6年度決算に引き続き前年度を下回りました。

販売費及び一般管理費の合計は下から8段目にありますように、前年度から約12万円少ない1億891万円となっております。

結果営業利益につきましては、下から7段目にある数字、前年度比636万円増の1,258万円となり、最終利益につきましては、6ページでも説明しましたが、最下段の当期損益欄で、929万円の黒字となりました。

以上で、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況につきまして、報告を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 報告第2号、氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について説明いたします。

新型インフルエンザ等特別対策措置法第8条第1項の規定により、別紙のとおり、氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しましたので、同条第6項の規定により、議会へ報告するものです。

平成25年4月から施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザと同様に危険性のある新感染症も対象となり、同法第8条第1項で、県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市町村における行動計画の作成が義務化されました。

本町では、平成21年5月に氷川町新型インフルエンザ対策行動計画を策定しておりましたが、この特別措置法の施行に伴い、当時の計画を平成26年5月に見直しております。

今回改定しました町の行動計画は、令和6年に改定された国の行動計画、令和7年に改定された熊本県の行動計画に沿った内容として、新型コロナウイルス感染症対応の課題や関係法令の改正等を踏まえ、対策項目を従来の実施体制、情報提供と共有、予防と蔓延防止、町民の生活及び町民経済の安定の確保の4項目に、ワクチン、保健、物資確保の3項目を加えて、7項目に拡充し、より実践的な研修や訓練の実施、関係機関との役割分担の整理、連携体制の構築、医療提供体制の整備などの取組を具体化するなど、平時の準備と対応などを新たに盛り込んでおります。

今回新たに追加したワクチンでは、新型インフルエンザ以外も念頭に、対象者の試算、人員、会場や資材等を含めた接種体制の調整等を保険では、健康観察と生活支援、感染状況に応じた体制づくりなどを物資確保では、感染症対策物資等の備蓄や相互協力等について、これらの対応策を具体的に記載をしております。

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、国、県、市町村などの公的機関はもちろんのこと、医療機関や医療関係団体、ライフラインを担う事業者の皆さまの協力が不可欠でございます。

また、住民の皆さまにおかれましては、職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことが重要です。

町では今後もこの計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策を推進するとともに、状況の変化等に応じ適宜見直しを行ってまいります。

これで、報告第2号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 報告第3号、令和7年度氷川町繰越し明許費、繰越し計算書一般会計についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度氷川町繰越し明許費、繰越し計算書一般会計について、別紙のとおり報告いたします。

1ページの繰越し計算書をご覧ください。

この繰越し事業につきましては、3月議会の予算の中で、繰越し明許費として定め、議決を頂いているものでございます。

10款、総務費の物価高騰対応重点支援事業のLPガス使用世帯支援事業から、35款、土木費の公共土木施設災害復旧事業までの15事業で、翌年度繰越し額の合計は、9億578万8,000円になります。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源が8,857万円、未収入特定財源である国県支出金が、5億6,169万7,000円、地方債が1億5,940万円、一般財源が9,612万1,000円となります。

主な繰越し理由といたしましては、国県の事業承認後の事業着手となり、年度内の適正な工期や事業の実施期間の確保ができないなどの理由により繰越しをしたものでございます。

これで、報告第3号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 報告第4号から報告第5号まで続けて説明します。

報告第4号、令和7年度氷川町繰越し計算書下水道事業会計について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度繰越し計算書下水道事業会計について、別紙のとおり報告いたします。

1ページをご覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費の上段、事業名、宮原浄化センター場内配管等改築工事及び、下段の事業名、災害復旧事業の合計2億2,163万4,000円を令和8年度に繰り越すものです。

財源内訳は、未収入特定財源として、国県支出金1億320万3,000円、企業債8,670万円、その他一般財源3,173万1,000円となっております。

理由といたしまして、改築計画や災害査定などで時間を要したため繰り越すものです。

これで、報告第4号についての説明を終わります。

続きまして、報告第5号、令和7年度氷川町事故繰越し繰越し計算書下水道事業会計について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度繰越し計算書下水道事業会計について、別紙のとおり報告いたします。

1ページをご覧ください。

1款、下水道事業費用、1項、営業費用の事業名、個別排水処理事業556万5,000円を令和8年度に繰り越すものです。

財源内訳は、未収入と特定財源として、その他一般財源556万5,000円となっております。

理由といたしまして、個別排水処理事業の廃止に伴い、修繕等を行う必要があるため繰り越すものです。

これで、報告第5号についての説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 承認第2号、専決処分 of 報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件、氷川町税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

専決第2号、氷川町税条例の一部を改正する条例の専決処分になります。

主な改正内容を説明いたします。

第18条の3など、軽自動車税に関する条例では、軽自動車税の環境性能割の廃止により、種別割を、軽自動車税に改めるものでございます。

また、第34条の7では、寄附金控除の住民税特別控除額の上限が設定される改正が行われております。

なお、これにつきましては、令和9年給付分から適用となります。

また、第63条では固定資産税の家屋及び償却資産の免税点が引上げられ、家屋が20万円から30万円、償却資産が150万円から180万円改正をされております。

固定資産税の免税点につきましては、令和9年度から適用となります。

その他、引用条項の整理及び文言の整理など、法律改正に伴う改正を行っております。

なお、税条例の改正内容は、令和8年4月1日から施行する必要があるため、地方税法の一部を改正する法律が3月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されました。

町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付専決処分したものでございます。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものです。

1ページをご覧ください。

専決第3号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

2ページをご覧ください。

改正内容につきましては、令和8年3月31日付で、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び国民健康保険税の軽減判定基準額が改正となるため、条例の一部を改正するものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項で、保険税の基礎課税額の賦課限度額を66万円から67万円に改め、第5項で、今年4月から始まった子ども子育て支援納付金課税額の賦課限度額を3万円と設定するものです。

4ページをご覧ください。

第22条第1項第2号で、保険税の5割軽減判定において、被保険者数に乘すべき金額を30万5,000円から31万円に改め、第3号では、2割軽減判定において、被保険者数に乘すべき金額を56万円から57万円に改め、それぞれ軽減の対象となるものの範囲を広くするものです。

この条例は、令和8年4月1日から施行するもので、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、4月1日の施行で、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をしたものです。

これで、承認第3号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 承認第4号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年4月3日付で専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

専決第4号令和8年度氷川町一般会計補正予算第2号になります。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,571万5,000円とするものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

45款、教育費、20項、社会教育費、5目、社会教育総務費の80万円につきましては、町指定文化財の大王山古墳第2号墳に係る損害賠償請求事件において、熊本地方裁判所での判決後に、控訴されたことに伴う弁護士委託料として計上するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

90款、5項、5目、繰越金の80万円も今回の補正財源として、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上が専決第4号の内容になります。

本件は緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでございます。

これで、承認第4号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 議案第23号並びに議案第24号につきまして続けてご説明させていただきます。

議案第23号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由ですが、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正により、宿泊料基準額の改正が行われたため、本町特別職の宿泊料基準額の上限額を改正する必要があるためです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の主な内容としましては、第5条に第3項を追加し、旅行中の宿泊に要する費用を定義し、支給額は、別表第2に定める宿泊料基準額を上限とする実費支弁としております。

また、ただし書におきましては、繁忙期での宿泊料の割増しを想定した実費支弁を規定しているところです。

3 ページをご覧ください。

別表第 2 の宿泊料基準額を改定し、国家公務員等の旅費支給規定別表第 2、第 1 号、本俸の指定職員等欄に定める額としております。

この条例は公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものです。

これで、議案第 2 3 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 4 号の説明を行います。

議案第 2 4 号、氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正により、宿泊料基準額の改正が行われたため、本町職員の宿泊料基準額、上限額を改正する必要があるためです。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の主な内容としましては、職員の宿泊料基準額を改正するもので条例第 1 7 条において、上限とする文言を加え、支給額は別表に定める宿泊料基準額を上限とする実費支給としております。

また別表の宿泊料基準額を改定し、国家公務員等の旅費支給規程別表第 2、第 1 号、本俸の職務の級が 1 0 級以下の者欄に定める額としております。

この条例は公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものです。

これで、議案第 2 4 号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第 2 5 号、令和 8 年度氷川町一般会計補正予算第 3 号につきましてご説明いたします。

令和 8 年度氷川町一般会計補正予算第 3 号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 ページをご覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 6, 7 6 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 2 億 3, 3 3 9 万 6, 0 0 0 円とするものです。

続いて 4 ページをご覧ください。第 2 表、地方債の補正になります。

民生債の限度額 4, 3 7 0 万円を追加し、農林水産業債を 2 億 6, 1 0 0 万円へ、土木債を 1 億 2, 9 1 0 万円へ、消防債を 5, 0 8 0 万円へ、災害復旧債を 3, 3 8 0 万円へ限度額をそれぞれ変更するものです。

次に、歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。1 2 ページをご覧ください。

1 0 款、総務費、5 項、総務管理費、1 5 目、企画費の補正額 1 4 7 万 4, 0 0 0 円につきましては、1 2 節、委託料で長期間倉庫に保管されていた、合併前のイベント用品などの旧備品類の一括廃棄処分費といたしまして、4 8 万円の計上

と22節、償還金利子及び割引料で、地方創生臨時交付金を原資とした新型コロナ対応地方創生基金について、事業終了に伴い、交付金の残額を国への返還金として、97万2,000円を計上いたしております。

次に、30目、情報推進費の153万8,000円は、庁舎2階電算室の空調機器の修繕料を計上するものです。

99目、児童館整備基金費の9,657万3,000円は、児童館整備事業への寄附金を同基金へ積み立てるものです。

13ページをご覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費の63万8,000円は、東上宮地区内にある、ふれあい公園の老朽化した遊具の修繕及び撤去に要する経費を計上するものでございます。

15目、障害者福祉費の122万5,000円は、医療費助成オンライン資格確認し対応システム改修委託料を計上するものです。

これは、医療機関の窓口において、マイナ保険証のみで、本町の医療費助成制度の受給資格を確認できるようにするためのものになります。

財源につきましては、国補助金2分の1を充当しております。

次に、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費の1億8,953万3,000円の計上につきましては、主に児童館整備に伴う経費でございます。

内訳の主なものにつきましては、10節、需用費で、児童館建物表示看板作成費として40万7,000円と、次に14ページをご覧ください。

12節、委託料で、児童館改修工事監理業務委託料として669万4,000円を計上いたしております。

また、14節、工事請負費では、児童館施設本体の改修工事費及び空調設備改修工事費として1億8,205万4,000円を計上いたしております。

次に、15目、保育所費の43万2,000円の計上につきましては、国の公定価格における副食費の単価の引上げに伴い、保育所費等への補助金の増額分を計上するものでございます。

20項、5目、災害費、救助費の250万7,000円は、昨年の8月豪雨で被災した世帯への継続支援のため、当初、9月末までとしておりました地域支え合いセンターの運営期間を、今年度末まで延長するための追加経費の計上でございます。

続いて、15ページをご覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、35目、墓地公苑費の2,200万円につきましては、昨年の8月豪雨により被災した墓地公苑の法面、復旧工事費を計上するものでございます。

財源といたしましては、単独災害復旧事業債を充当予定としております。

次に、25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費の2,374万5,000円は、本年5月までに、事業の内示を受けた農業振興に係る五つの事業に対する補助金を計上するものでございます。

1点目は、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金102万3,000円で、果樹の強化棚の導入を支援する県事業であり、補助率は3分の1以内でございます。

2点目は、園芸施設有効活用緊急支援事業補助金492万3,000円で、資材費高騰対策として、中古農業用ハウスの移設や改修を支援する県事業であり、補助率は3分の1以内でございます。

続いて16ページをご覧ください。

3点目は、熊本土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金1,501万4,000円で、農事組合法人2件を対象に、コンバインの導入を支援する県事業であり、補助率は2分の1以内でございます。

4点目は、地域農業構造転換支援事業補助金181万5,000円で、担い手の規模拡大に向けたトラクター等の導入を支援する国事業であり、補助率は10分の3以内でございます。

5点目は、園芸産地における事業継続評価対策補助金160万円で、イチゴの公設育苗課題の導入を支援する国事業であり、補助率は2分の1以内でございます。

以上、5つの事業につきましては、全て国や県の補助金などで、賄われるため、一般財源からの支出はございません。

次に、25目、農地費の693万円は、法道寺地区内の農業用パイプライン漏水復旧工事に伴う、団体営農業農村整備事業への町負担金を計上するものです。

財源につきましては、過疎対策事業債を充当予定としております。

次に、30款、5項、商工費、10目、商工業振興費の1,195万5,000円は、町内の新規開業の促進と雇用創出を図るため、既存の公共施設であるまちづくり酒屋の裏の蔵を活用したチャレンジショップの改修等に要する事業費を計上するものでございます。

17ページをご覧ください。

主な内訳といたしましては、14節、工事請負費の1,101万4,000円は、チャレンジショップで使用する施設の改修費用と、17節、備品購入費の56万6,000円は、業務用冷蔵庫等の購入にかかる費用をそれぞれ計上しております。

財源につきましては、国庫補助金2分の1を充当しております。

次に、25目、立神峡公園費の335万3,000円につきましては、昨年の豪雨災害で被災を受けました遊歩道法面の復旧に係る修繕料を計上するものでございます。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費につきましては、5目、道路橋りょう総務費から、20目、橋りょう新設改良費までの道路事業の財源につきまして、国庫補助金の内示に伴い財源の組替えを行うものでございます。

続いて18ページをご覧ください。

40款、5項、消防費、25目、災害対策費におきましても、網道防災公園整備事業に係る国庫補助の内示に伴い財源の組替えを行うものでございます。

次に45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費の99万円につきましては、奨学資金の貸付けの相談件数が、当初の想定を上回る見込みとなったため、追加計上するものでございます。

10項、小学校費、10目、教育振興費における37万4,000円につきましては、竜北西部小学校の百葉箱の整備に係る経費を計上するものです。

財源につきましては2分の1の国補助金を充当しております。

続いて19ページをご覧ください。

15項、中学校費、5目、学校管理費の125万4,000円につきましては、生徒が学習用タブレットで利用する学習支援ソフトのライセンスの更新に伴い利用料を計上するものでございます。

次に10項、社会教育費、10目、公民館費、18節、負担金補助及び交付金の257万7,000円は、沖塘地区、町区、下宮地区の3地区におけます地区公民館のトイレ等の改修にかかる整備に要する補助金を計上するものです。

続いて20ページをご覧ください。

25項、保健体育費、15目、学校給食施設費におきましては、学校給食共同調理場の一元化に伴い、中学校組合分の学校給食負担金を、歳入への計上に伴う財源の組替えを行うものでございます。

続きまして歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

ページは7ページをご覧ください。

55款、分担金及び負担金、10項、負担金、25目、教育費負担金の337万4,000円は、中学校組合分の学校給食負担金を計上するものでございます。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金の524万円は、チャレンジショップ施設整備費の財源として地域未来交付金550万7,000円の計上と、網道防災公園整備事業に係る交付金の内示に伴い26万7,000円を減額計上するものでございます。

次に10目、民生費国庫補助金4,766万円は、主な内訳といたしまして5節、社会福祉費補助金において、支え合いセンター運営費の財源として125万3,000円を計上するものです。

次に15節、次世代育成支援対策交付金4,541万8,000円は、児童館整備事業に係る財源として、交付金の内示に伴い計上するものでございます。

次に25目、土木費国庫補助金、495万3,000円につきましては、道路及び橋りょう改良費に係る交付金等の内示に伴い増額計上するものでございます。

8ページをご覧ください。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金2,857万5,000円につきましては、パイプライン漏水復旧工事に係るものと、農業振興費に係る事業内示に伴いそれぞれ計上するものでございます。

次に35目、教育費県補助金の38万4,000円につきましては、中学校部活動の地域移行等に係る補助金の内示に伴い計上するものでございます。

次に9ページをご覧ください。

80款、5項、寄附金、7目、民生費寄附金の1億600万円につきましては、児童館整備事業の趣旨にご賛同頂いた、ペルー共和国リマ市在住の平岡ルイス様ご夫妻のご家族様からの多大なるご寄附を同事業の財源として受け入れるものでございます。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、75目、児童館整備基金繰入金の9,517万3,000円につきましては、児童館整備に係る財源として、同基金から繰り入れるものでございます。

続いて10ページをご覧ください。

99款、5項、町債の7目、民生債から11ページの35目、災害復旧費までの災害復旧費までの合計6,890万円につきましては、それぞれの説明欄に記載してございます事業の財源として計上するものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長補佐、岩本聡志君。

○福祉課長補佐（岩本聡志君） 議案第26号、令和8年度氷川町介護保険特別会計補正予算第1号について説明いたします。

令和8年度氷川町介護保険特別会計補正予算第1号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,602万7,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。7ページをお願いします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料74万7,000円は、介護保険法改正に伴うシステム改修業務の委託料になります。

次に、歳入を説明いたします。6ページをお願いいたします。

15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、事業費補助金、5節、現年度分74万7,000円は、説明しました介護保険法改正に伴うシステム改修に対する国の補助金です。

これで、議案第26号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 議案第27号、氷川農業振興地域整備計画の変更につきましてご説明いたします。

氷川農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

農業振興地域の整備に関する法律に基づき策定する農業振興地域整備計画につきましては、社会的背景や経済情勢の変化などを考慮いたしまして、必要に応じて見直しを行うこととしております。

本町の計画は、平成20年に策定されまして、直近では、平成26年に見直し

をされておりますが、その後10年以上を経過しております。

その間、本町を取り巻く情勢の変化や各種事業の実施等により、対応した内容に更新する必要があることから、令和6年度に事業に着手いたしました。

基礎調査除外申出受付、関係機関との協議調整計画の縦覧公告等の手続きを経まして、本年5月に計画の変更につき県からの同意を頂いたことから、今回の提案に至ったものでございます。

それでは計画書につきまして、概要を説明いたします。

今回の変更では、現状を踏まえた文言の追加修正と、基礎調査に基づくデータの更新が主な内容となっております。

まず、目次を飛ばしていただきまして、1ページ目です。

第1農用地利用計画、1土地利用区分の方向、(1)土地利用の方向のア、土地利用の構想につきまして、本文4行目からでございますが、総土地面積3,331ヘクタールに対し、国有林82ヘクタールを除く3,249ヘクタールが農業振興地域に指定されております。

また、中段あたりですけれども、担い手不足が大きな課題となっているため、認定農業者、集落営農組織の育成と農用地利用集積により、稼げる農業への生産構造を図り、安定的で他産業並みの高所得を上げる経営体の育成を図ることとしております。

そして下段では、農業生産の基盤となる優良農用地の確保と、住宅開発や工場立地等のバランスをとりながら、無秩序な土地利用や荒廃農地等による農地の改廃を防ぎ、町内の農業生産に必要な農地を営農に適した良好な状態で確保し、その有効利用を図っていくことが重要との認識から、国や県が定める基本方針等を踏まえ、優良な農地につきましては、良好な状態で維持保全し、有効利用を図っていくこととしております。

2ページをご覧ください。

イ農用地区域の設定方針において、(ア)から(エ)まで設定方針の記載をしております。

(ア)現況農用地についての農用地区域の設定につきましては、3つございまして、1つ目は、aの集団的に存在する農用地10ヘクタール以上の集団的な農用地でございます。

2つ目は、bの土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地で、農業用排水施設の新設又は変更など、5項目ございます。

3つ目は、cで、a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地ということで、6項目を記載しております。

そして、3ページの(イ)では、土地改良施設等の用に供される土地について、(ウ)では、農業用施設用地についての農用地区域について、(エ)では、現況森林原野等についての農用地区域についてそれぞれ設定方針を記載しております。

また、（２）農業用の土地利用の方向性においては、（ア）で農用地等の利用の方針、（イ）で用途区分の構想を示しております。

次に、５ページの第２、農業生産基盤の整備開発計画では、１農業生産基盤の整備及び開発の方向において、農業生産基盤整備は、県営圃場整備・農道整備事業等により整備されており、今後は、排水改良等の整備とともに、用水対策が必要な地区については、必要な事業等を実施し、整備を図っていくと示しており、２農業生産基盤整備開発計画において、事業を記載しております。

次に、６ページからの第３農用地等の保全計画では、１農用地等の保全の方向において、農地等における冠水等の未然防止、排水改良及び農業生産の維持と、農業経営の安定を図るための施策推進や、自然環境に向けた取組み、また、地域住民主体の持続的な農業生産維持活動による農地の多面的機能、農用地の保全について定め、２農用地等保全整備計画において、多面的機能支払交付金事業等の事業を掲載しております。

また、３、４で、農用地等保全のための活動と森林の整備、その他林業の振興との関連について触れております。

次に、９ページからの第４、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画では、１農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向において、地域での中心となる経営体や集落営農組織の経営強化や地域の特性に応じた作付けによる農業所得の向上を目指すこととし、町と農業者及び関係機関との協働体制を図っていくこととしています。

また、１０ページの２、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策の各項目において、認定農業者の育成対策、農用地の集団化対策・流動化対策について、その内容を掲載しております。

次に、１１ページの第５、農業近代化施設の整備計画です。

現時点で具体的な項目は上がっておりませんが、情勢を踏まえた施設整備を必要に応じ推進する方針です。

そして、１２ページからの第６、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画においては、１３ページの３、農業を担うべき者のための支援の活動として、学校における食育支援や、円滑な就農に向けたサポート、また資金面での支援や認定農業者の共同申請、家族経営協定の締結促進など、引き続き支援を推進してまいります。

１４ページの第７、農業従事者の安定的な就業の促進計画では、担い手が継続して地域農業に担えるよう、地域計画等を活用して、経営の法人化や複合化、６次産業化等、経営体質の強化やその経営を支える人材の確保を図るものとしております。

次に、１５ページの第８、生活環境施設の整備計画で、時代の流れに合った農村生活環境整備を実施するものとし、町が計画している網道防災公園事業整備事業について掲載をしております。

最後の第9、付図は説明した各項目に関連した図面で巻末にございます。

また、別記農用地利用計画において、農用地の地番一覧を添付しております。

なお、今回の変更に伴う農用地区域からの除外につきましては、令和6年度に実施しました基礎調査に基づくデータの反映を主としており、地籍調査の結果等に基づき確認された登記及び現況ともに山林・原野となっている土地や、開発行為の許可が不要な施設に区分される道路事業等の公共事業を行った土地など、除外要件として具体例が示されているものを対象としております。

また、当該除外に伴いまして飛び地となり、集団的な領域から外れました宇城氷川スマートインターチェンジへの進入路とアクセス道路の接続点の南側の区域につきまして、今後の開発等も想定し、除外をしております。

以上で、議案第27号についての説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号についてご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものであります。

住所、熊本県八代郡氷川町宮原490番地、氏名、廣松克房、生年月日、昭和46年5月25日でございます。

同氏は長年にわたり、役場職員として勤務をされ、実直に職務に精励をしておりましたが、家業の都合で本年3月31日付で退職をいたしております。

行政職員としての経験と温厚誠実な人柄、また、地域に精通されており、人権擁護委員として活躍が期待できますので、推薦することについて意見を聞くものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） これで、説明が終わりました。

11時30分まで暫時休憩をいたします。

-----○-----

午前11時20分

午前11時30分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。承認第2号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第3号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第4号について質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） この専決4号について、先ほどの説明では、熊本地裁の判決

に対して、控訴されたってということだったんですが、これまで一審判決後とかで、全員協議会とかがあったんですが、それが開催されなかったもんですから、3点だけお願いをしたいと思います。

まず、一審の判決の内容、それとこの80万円の内訳、それとこの専決が4月ですから、もう2カ月経ってますので、こういった経緯に今なっているか。

一審の判決内容それと80万円の内訳、2カ月間の経緯について、その点をご説明をお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 生涯学習課長補佐、永田雄大君。

○生涯学習課長補佐（永田雄大君） それでは説明いたします。

一審の判決内容につきましては、原告側の請求内容につきまして、いずれも棄却と、また、訴訟費用は原告らの負担という判決が出ております。

また80万円の内訳につきましては、着手金、報酬金等になっております。

専決処分を行った件につきましては、3月末に控訴状のほうが届きましたので、それに伴い至急早急に代理人弁護士を立てて対応していくということですので、専決予算のほうを上げさせていただいております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） とするとまだ裁判には入ってない。二審の裁判には入ってないというふうことですか。

○議長（三浦賢治君） 生涯学習課長補佐、永田雄大君。

○生涯学習課長補佐（永田雄大君） 今現在ですね6月2日に、第1回が開催されておりまして、7月に判決のほうが出る予定となっております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） このは、80万円のお話あったんですが、一審では、今、永田課長補佐の話では、原告が負担するということなんですが、それは被告側の町の負担も原告が払うという理解でよろしいですか。

○議長（三浦賢治君） 生涯学習課長補佐、永田雄大君。

○生涯学習課長補佐（永田雄大君） 弁護士費用については、町から委託しておりますので、その分は、町の負担となります。

○議長（三浦賢治君） 休憩いたします。

—————○—————

午前11時35分

午前11時35分

—————○—————

○議長（三浦賢治君） では休憩前に続き、会議を開きます。

生涯学習課長補佐、永田雄大君。

○生涯学習課長補佐（永田雄大君） 裁判費用につきましては、町の支出となります。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） ちょっと裁判提訴すること自体は国民の権利でしょうから、

今回は、今回多分ですね、名誉毀損で訴えてその損害賠償請求だったと思うんですよ。

これが二審で上がって、これ、今先ほど話しましたように、二審で行って、また、同様な判決になればいいと思うんですけれども、今回は80万円を組んでですね、前回もこれ63万1,000円ぐらい組んで、もうこれまで、平成24年の12月から、ずっともう14年間ぐらい裁判が行われているんですが、町としては裁判の費用で、これまで200万以上支出していると思うんですけれども、前回はですね、前の生涯学習課長が、全員協議会の中で話があったのが、多分、前回依頼された弁護士さんだったと思うんですが弁護士の話によると、一審の判決はおかしいと、これは十分勝てるから、控訴しましょうということで、61万3,000円補正が組まれました。

ところが、残念ながら町の思いどおりには、なりませんでしたよね。

それで、当時の担当課長は、これは一昨年の決算審査が終わってから、ちょっと思い出したように、前の課長に聞いたんですけれども、裁判は町の思いどおりにならなかったものの、全額弁護士さんの費用を払ったんですかと聞いたところ、いやもうそれは、弁護士さんの話もちっと予定どおりに行かなかったもんですから、報酬を少し交渉いたしました。

そういったお話だったんですよ。言いたいのはですね、もう先ほど言いましたように国民の権利ですから、裁判を起こすのはいいんでしょうけれども、こう何回もですね、やっていく中で町の予算が、住民の税金でこういった弁護士さんの負担になってくるもんですから、弁護士さんの力添えがどれだけ裁判官に反映されるか知りませんが、こういった原告だけじゃなくして訴えられたほうのですね、判決文の内容で最後に、裁判費用は、原告、被告の分も原告が負担する、そういった形でできないものかというふうに思います。よければ、弁護士さんとそういった話もしてもらってですね、町が負担した、訴えられた側の町のその弁護士さんの費用とかもですね、できれば、それを確保した上で、裁判を提訴するか、そういったことができないかなあと、いうふうに思います。

先ほど言いましたように、弁護士さんのほう、町の思惑どおりにいかないというようなことはあるんでしょうけれども、今回については1月だったですかね、裁判所が棄却したということですから、それを不服として二審に移ったわけなんですけれども、そういった話もですね、十分できれば、弁護士さんのほうに申入れとかしてもらいたいなというふうに思います。

できましたら、二審が終了しましたら、その後、上告になるかもしれませんが、逐一よかったら、もうこういった町が訴えられている裁判ですから、全員協議会で、説明辺りをしてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） この裁判は名誉棄損ということで、裁判してるわけですよ。ね教育長。

だからその例えば前回1回目は、古墳についての裁判になったんだね。これに対しての。

そして、その勝ったか負けたかということも5分と5分だったんだ。結局、一部は勝訴したけど一部敗訴したという見解が、そういう思いがあるんだね。

ところが、今度はその名誉棄損ということで、結局時効を成立していながら名誉棄損で訴えてきたということで裁判所は却下したと思うんだね。

だから例えば永田課長補佐、先ほど原告側の負担と裁判費用はということは間違いで、収入印紙ぐらいは原告側が負担しなきゃいかんだろう。

裁判費用は町が負担しなきゃならん。今後、また名誉棄損ということで控訴した、却下して、二審も同じ、却下するだろう。

結局もうこれだったら何かね、町に対しての何か嫌気がさして、いろんなことにおいて、金を、町民の財産を使わせろということで非常に悪質なことでというような議会は捉え方するわけだ。

ただね、今現在、控訴を棄却されても、裁判費用の80万円は、これは町がもたなきゃならん。

こんな第三審にね、最高裁に控訴したっても一緒なことだね。非常にもう人間的に、非常に例えばその人間性を疑う。名誉棄損というのはもう時効が成立しながらやってる。この前に却下したのはもう時効だからという判決文が出とんじやないの。どう教育長、それは。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 議員がおっしゃったとおりでございます。

裁判費用は、こちらのほうが出す。そして裁判費用については、収入印紙等のこの分を払う。

そして、時効成立の部分も一部ありましたので、そのことについてはまた今後の推移を見てですね、きちんと対応してまいりたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） あのね、教育長。僕ら議員としてね、例えばこの裁判の在り方ね。例えば勝訴するという気持ちでやっているのか。

例えば町民の財産を使わせろという気持ちで、町に対してだね、非常にね、迷惑的なことでやっ取るのか。

その辺のところはね、よく見えない。

この原告側と、1回話をしたんだけど弁護士を交えてね、6時間ぐらい話したことある。

私が議長の時に、しかし向こうの弁護士はだね、非常に町に対して好意的だった。もう訴訟というのはね、勝てないって、やってもということでね、自分がその弁護しながらね、そういうことの助言したことある。

だからね非常にね何ていうのかな、やっぱり人間的にね、どうなのとか、常識論的なことということが非常に疑われる。

だからね、今後はおいてですね、もう何ちゅうのかな、やっちゃならないこと

なんだけど、これは、結局裁判なんて、みんな平等の権利で、提訴できるから仕方ないけど、毅然とした態度でやるということで、財源がどれぐらいぶち込んだとしてもやっていくという姿勢をね、それでやってほしいね。もう1回答弁お願いしますよ。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） ご指導ありがとうございました。

本当にこの裁判につきましてはですね、長期にわたりまして訴えられ、それに対応していくということが続いておりますけれども、こちらのほうとしても、しっかりとこちらの主張を弁護士を通じてですね、きちんと伝えて、先ほどもありましたように、事あるごとに、全員協議会とか、報告の場を設けてですね、今後きちんと毅然とした態度で対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 最後に1点ですが、今日熊日新聞が見えられてますが、平成24年に最初熊日新聞が訴えられたんですよ。

その時は熊日新聞は、弁護士つけなかったんですよ。残念ながら、熊日新聞は、一審で負けて二審で、熊日新聞は今度はきちんとした弁護士さんだったですね。熊日新聞が勝ちました。

で、言いたいのはですね、前はN弁護士だったものですから、少しそういったのもあったかと思うんですが、今回は、聞いたところで大村弁護士ということで、多分大丈夫こういったらいかんですね、弁護士の力というのも大きいと思いますので、そこは担当課のほうでも頑張っていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑ありませんか。

小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 13ページの15款、10項、児童福祉費、5目の児童福祉総務費のところの児童費、氷川町児童館建物表示看板のところの40万7,000円のところなんですけれども、これは看板幾つ分の費用かっていうのとその看板の設置場所も教えていただければと思います。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長補佐、岩本聡志君。

○福祉課長補佐（岩本聡志君） ご質問の表示看板ですけれども、児童館の正式名称

と、あとご寄附を頂きます、平岡さんの寄附されましたという表示の看板を予定しております。

入り口の側面に設置をしたいと思っておりますが、今後場所については、業者と協議しながら決定したいと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） これは案内版みたいなものではないってことですか。

道案内のための看板ではなくて、ここが児童館ですよって児童館に直接つく看板という認識で大丈夫ですか。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長補佐、岩本聡志君。

○福祉課長補佐（岩本聡志君） 以前、竜北西部小学校の学童保育所のほうにもご寄附頂いて、そこに表示してございます。

ステンレス製の看板、それと同様なものをと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかに質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 先ほど、チャレンジショップは何ページだったかな。

17ページ、30款、5項、10目、14節、工事請負費、チャレンジショップにするために蔵を整備するということですが、蔵は全体は、建物そのものは今のままであれをメインとされると思うんですが、中はどのようにされる予定なんでしょうか。

例えば、一時期そこでやって、これで商売十分、もう店を出したいなという人おるわけですから、いろんな人たちが入ってくるかと思うんですが、近隣への防音対策とかそういったのも入っているんでしょうか、お聞きします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） チャレンジショップの整備につきましては、内装をそれから給排水設備、それから空調設備等を準備しているところです。

流し台とか、で、備品のほうでもありますけども冷凍冷蔵庫、最低限飲食業を主として想定しているところで、最低限飲食業ができるような設備を設けまして、それ以外でそれぞれの飲食業にも幾つか種類がありますので、そういった専門性があるものは、利用される方に準備していただくというふうなところで考えているところです。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 蔵はそのものは、なかなか私は品があって、どういうふうに表現したらいいか分かりませんが、あの蔵は2階建てになってて、話を聞きますと、1階はなんか馬小屋として使われていたというのは聞いています。

本当かどうかは確認はしていませんが、昨日も、ちょっと見に行きましたけど、あれ内装を全部張り替えて、2階があるんですが、そういうのはどのようにされるんでしょうか。これなかなかいい建物なんだなって私は前から思ってるんですが。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 蔵の今の雰囲気は残した状況で内側の壁を少しやっぱり補修したりとか、2階の部分につきましては、補強とかが必要になるかと思っていますので、2階を利用するかどうかというのはまた今後検討していきたいかと思っています。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） さっき、防音対策をちょっと言いましたがそれはどうされますか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） すぐ西側のほうに民家がございますので、そういったところも考慮した改修にしていきたいかとは思っています。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 8ページをお願いします。

70款、県支出金、10項、県補助金、35目、教育費県補助金、その中でですね地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金、それとまた地方スポーツ振興補助金のところなんです。

もう1回ちょっと説明を、何の費用なのかを説明していただいていいですか。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） ご説明いたします。

今回の地方スポーツ振興補助金として内定を頂いてますので、予算を計上したところですが、内容につきましてはですね、中学校部活動の地域展開の支援に係る経費への支援ということ。

それからもう1点ですね教職員の働き方改革にかかる支援ということで、目的としてございまして、1点目が、地域展開に係る経費としまして、現在の地域クラブに、地域移行が完了している種目が野球と、それからバドミントンがございますので、そちらのクラブへの支援に対する報酬等の支援の経費に対する補助が1点、地域展開をする中で、それをコーディネートするコーディネーターの人件費に対する支援がございますので、そちらに手を挙げましたところ、内定を頂きましたので、今回、予算を計上したところです。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 社会体育に小学校も中学校もこれから地域スポーツに変わっていくというところで、結局受皿となる指導者という方々がきつといないとやりたいスポーツの受皿がこの町がなくなってしまうと、その競技人口というのでも減っていくってことで多分、指導者に対する報酬のことだと思ってるんですけど、ちょっと今回中学校というところなんですけど、小学校のほうにも、指導者のそういった社会体育に移行してからのバスケットだったりバレーだったりいろいろあると思うんですけど、その指導者たちにもこういった報酬というか、そういったものは出ているのでどうでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 議員ご指摘の小学校の地域分につきましては、特にはございません。

今回計上しているのは、中学校の部活動の地域移行についての支援でございます。

○議長（三浦賢治君） ほかに質疑ありませんか。

小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 14ページのさっきと同じやつの続きの14ページの氷川町児童館改修工事の部分で質問なんですけれども、全員協議会の時に、駐輪場の安全性を私はちょっと町長のほうにもお尋ねしたと思うんですけど、上の丘のところまで自転車で登って、自転車で帰るっていうのは安全面的にすごく保護者としても心配なので、前回も意見したところなんですけど、その際に答えていただいたのが、下にある町が所有してる土地も、そういうふうなものに使える可能性はあるということでお答え頂いてたと思うんですが、この改修工事の中に駐輪場も含まれているでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長補佐、岩本聡志君。

○福祉課長補佐（岩本聡志君） 議員のご質問にお答えいたします。

駐輪場につきましては、上のほうに駐輪場作りますと、目の前が坂がございまして、帰る時に、下り坂でスピードが出過ぎて危ないとかというご指摘もございまして、現在検討中でございますけれども、坂下ですとか、そういったところに確保できればというところで考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんね。

飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 19ページの45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費のe-ライブラリアドバイスライセンスっていうのは、これは中学生だとかが持ってるタブレットの中システム改修のものであると認識しているんですけども、それで間違いないかが1点。

それとタブレット自体は、僕は氷川町はどこよりも早くですね、もうこうやって、生徒1台ずつという支給をしているわけでございますけれども、心配してるのはこのタブレット端末がどこよりも早く支給してるもんですから、もう今現在になってそのタブレットがですよ、やっぱりパソコン系そういった機器は、経過が年数がたっていくと動きが悪くなったりとか、そういった心配をちょっとするんですけどもICTの授業はしていくにしても、結局その動かなくて、それで時間が過ぎていったりとかしてしまわないかという心配はしてますけど、今状況的にはどうでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） ご指摘のe-ライブラリアドバンテストライセンスにつきましては、議員おっしゃったとおりで、児童生徒が使うタブレットで行う学習支援ソフトの更新になります。

あとタブレットの更新につきましてはですね、現在の令和2年、それから令和

4年、それぞれ小学校、中学校と、更新をしてまいっております。

昨年ですね小学校のほうの更新をしております、今年度中学校分を更新をする予定でしております。

大体5年をめどに更新をしていく計画でございます。以上であります。

○議長（三浦賢治君） 木下厚君。

○11番（木下厚君） 8ページですね。農林水産業費県補助金ですね。

ちょっと私さっき聞いたんですが、くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金が1,511万4,000円載ってますね。これはコンバインですかね。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） こちらは2法人が対象で、それぞれコンバインを予定されております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 木下厚君。

○11番（木下厚君） ちょっとさっき聞いたコンバインの補助率が2分の1ですかね。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 今回の事業につきましては、補助率は2分の1以内となっております。

○議長（三浦賢治君） 木下厚君。

○11番（木下厚君） 普通の農業機械は3分の1と思っていますが、何でコンバインばかり2分の1ですか、そしてそれからですね、どこの地区とどこの地区が採択を受けましたか、その辺のどこ教えてください。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） この事業につきましては、県の事業となりますけれども、地域営農組織の育成支援としまして、行われるものでございます。

コンバインに限らず、2分の1以内の補助となっております、法人名は、農事組合法人 令和きたかのと、農事組合法人 肥の川南となっております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 木下厚君。

○11番（木下厚君） 2分の1ということは大変農家にとってはありがたいことだと思いますので、その辺のところ2分の1の補助関係を、やはり営農組合あたり、周知してもらいたいと思います。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） この事業につきましては、農事組合法人の6法人に対して周知をしております、要望が上がってきたものを県に上げ、今回採択を受けたものでございます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 陳野智美君。

○2番（陳野智美君） 8ページの、今、木下議員と同じところなんですが、70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金の中で、説明のと

ころにいっぱい補助金の説明がありますが、すみません昨年肥料等にも補助が出されたと聞いてます。

それは、この中からは出されるわけではないんでしょうか物価高騰の対策のほうで出されたやつだったのでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 令和7年度までに実施しました物価高騰対策につきましては、その大部分が国の交付金を財源としております。

農業関係におきましては、燃油や各生産資材の価格高騰に加えまして、原油由来の資材を今後確保していけるか、その点も懸念されております。

現時点での予算計上はございませんけれども、今後動向を見据えながら必要な対応を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかに質疑ありませんね。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に諮問第1号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

—————○—————

散会 午後 0時04分